

2019年1月23日

日本商工会議所 御中

デジタル・プラットフォーマーに関する情報提供窓口の周知の御依頼

経済産業省

デジタル技術の発展に伴い、オンライン・ショッピングモールやアプリ・コンテンツストア等に代表されるデジタル・プラットフォーマーが、イノベーションを牽引しています。デジタル・プラットフォームを利用してビジネスを行う中小企業やフリーランスにとっては、広く顧客を獲得できる等のメリットを享受できる反面、プラットフォーマーとの取引条件やルール運用の不正さ・不透明さ等を巡る問題が国際的に指摘されています。

経済産業省では、2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を踏まえ、公正取引委員会及び総務省とともに、デジタル・プラットフォーマーとの取引環境等を取り巻く我が国の課題と対応等について検討を重ね、2018年12月18日に「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を策定しました。基本原則においては、デジタル・プラットフォーマーと事業者との取引慣行の透明性・公正性の実現へ向けて、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進めるべきものとされています。

そこで、今般、その調査の一環として、公正取引委員会において、デジタル・プラットフォーマーを巡る競争政策上問題と考えられる取引実態や利用状況に関する情報を収集・把握することを目的に、情報提供窓口を設置することになりました。ご提供いただいた情報も参考としつつ、関係省庁連携して、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境の透明性・公正性を実現するための具体的な制度の在り方を検討して参ります。

つきましては、デジタル・プラットフォーマーを利用してビジネスを行う方々から、デジタル・プラットフォーマーとの取引において問題と思われる行為や状況に関する情報を、公正取引委員会に対して幅広くご提供いただきたく、経済産業省としても、各商工会議所の会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

以上

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

電話 03-3501-0397 (直通)

経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室

電話 03-3501-1550 (直通)

(参考：公正取引委員会 ニュースリリース)

デジタル・プラットフォーマーに関する取引実態や利用状況についての 情報提供窓口の設置について

平成31年1月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理（平成30年12月12日公表）を踏まえて平成30年12月18日に策定されたプラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則において、「透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされていることなどを踏まえ、「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」を開始することとしました。

その調査の一環として、デジタル・プラットフォーマーについて、競争政策上問題と考えられる取引実態や利用状況に関する情報を収集・把握することを目的として、下記のとおり、公正取引委員会のホームページ上に、情報提供窓口を設置いたしました。事業者や消費者の皆様から広く情報提供をお願いいたします。

デジタル・プラットフォーマーに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口
<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=digitpf>

(参考リンク先)

- ・「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理について（平成30年12月12日公表）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/181212_1.html
- ・プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則について（平成30年12月18日公表）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/181218.html>

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/